

中間報告（案）に対するコメント

（提出者一覧）

1. 個人
2. 個人
3. 個人
4. 個人
5. 個人
6. 東京電力株式会社
7. 日本商工会議所
8. 監査法人トーマツ
9. 企業会計基準委員会
10. あらた監査法人
11. 全国銀行協会
12. 日本公認会計士協会
13. 日本証券アナリスト協会
14. 電気事業連合会
15. あずさ監査法人
16. 在日米国商工会議所保険委員会
17. 日本貿易会経理委員会
18. 生命保険協会一般委員会
19. 中央大学専門職大学院国際会計研究科
20. 新日本有限責任監査法人
21. 全国地方銀行協会
22. 日本経済団体連合会
23. IBM
24. 個人

（その他）

- ・ 経済産業省

（提出日順）

No	コメントの概要
1	<p>日本の日程がどのようになっているか中間報告(案)では不明瞭。投資家保護の観点から投資家にどのように開示の対応をするのか金融庁はもっと詳細を具体的に明らかにすべき。</p> <p>個別財務諸表の開示をなぜ日本だけが必要なのか理由を明らかにすべき。 IFRSの連結財務諸表に日本基準の個別財務諸表を開示させて何の意味があるのか。</p> <p>国際会計基準の適用に際して、同時に、EDINETの公開に関して、利用者の利便性を米国並みに高めていただきたい。</p>
2	<p>IFRSを通じた事務手続きの統一は、生産性の向上や効率化に寄与することが期待されるため、賛成。</p> <p>「任意適用時の並行開示」の内容については、業務負担の軽減や効率化の要求に逆行するため、反対。 現行制度下でも、NY証券取引所にADRを上場している大銀行など、日本基準と米国基準の2重の決算開示を強いられている企業について、会計基準の一本化を速やかに認められることを強く提案。</p> <p>国際的な事業展開をしておらずともADRなどの方法で日本国外で自社株式が市場で取引できるように計らう企業が増加しつつあり、そうした資金調達の方法の多様化の機会を奪う規定は定められるべきでないため、「具体的には、上場企業のうち、EU域内又は米国で上場しない公募によること等により…」のくだりには反対。</p> <p>現行の会計士制度に継続的専門学習(CPE)を義務付けるべき。一方で、CPEが予め義務付けられている諸外国の会計士制度下の有資格者の監査業務への参入機会を相対的に拡大すべき。</p> <p>XBRLへの対応については、あくまで情報システム上の問題であるため、現時点で詳細を論じるのは性急。XBRLに限らず、IFRS対応は各企業もはや逃れられない制度改革であるため、(1)会計ソフトウェアを開発・販売する企業へのIFRS対応開発費用の公的補助、(2)(1)の企業で開発されたソフトウェアを、決算開示を求められる各企業が購入および導入する際の費用の公的補助、などの制度が求められる。</p> <p>今までの開示資料は、改ページが存在することを前提とする文書の作成が求められており、これらはXBRLとの親和性も低く、開示作業における完全電子化への少なからざる支障となっていた。 一方、米国SECは2008年、とくに改ページを求めないWeb開示のガイドラインを提示した。日本におけるIFRSの実施にあたっては、開示側の事務負担軽減のみならず、XBRLとの親和性を高め、投資家などの利害関係者の閲覧の利便にも寄与するWeb開示の指針を示すことを求め、「Web開示のIFRS対応」という項目を設けることを提案する。</p>
3	<p>国際会計基準を早期適用した場合においても、純利益や総資産の額が、現行の国内会計基準と相違しないこと(または相違してはいけないこと)を明記頂きたい。 H19.7.9ASBJ過年度遡及修正に関する論点の整理39項との兼合いで、国際会計基準の適用時に過年度遡及が発生しないようにして頂きたい。</p> <p>国際会計基準による純利益と現行の国内会計基準による純利益との相違が解消される場合でも、課税所得計算上の税務調整項目が現行以上に拡大しないよう、十分に調整して頂きたい。 この機会を利用して、会計上の純利益と税務上の課税所得のコンバージェンスにも踏み込んで頂きたい。</p>
4	<p>IFRSの任意適用を2010年3月期からとする当該提案を全面的に支持。</p> <p>2011年6月末に向けた会計基準のコンバージェンスを確実に継続することが望まれ、特に(正)のれん償却の停止や包括利益の開示など、我が国の会計基準とIFRSとの象徴的な差異と認識される部分につき、早期の解消に向けた努力を企業会計基準委員会(ASBJ)に促すべき</p> <p>IFRSの日本語翻訳版の確定を、できれば2009年内に完了させることが必要。</p> <p>IFRS早期適用企業の範囲を考えるに当り、12ページに示された会計処理方法のマニュアルを定めて有価証券報告書等で開示を求める程度の制約に留め、意欲を有する企業を幅広く受け入れるべき。</p>

No	コメントの概要
	<p>任意適用時の平行開示は、財務諸表作成者の負担を考慮し、中間報告案に示された程度の負荷で十分。</p> <p>IFRS強制適用の決定時期は2012年で良いと思われるが、その場合の適用時期の例として、例えば2015年3月期(2014年3月期比較財務諸表を含む)からの適用が想定されることを明記すべき</p>
5	<p>国際財務報告基準(IFRS)について、2010年3月期より早期に任意適用を認める可能性について言及がありましたが、2010年3月期がこの4月から始まることを考えた場合、当年度四半期決算は従来の日本基準で開示を行い、年度末に日本基準とIFRSの2つを同時に並行開示するケースを想定されていると理解しました。</p> <p>しかしながら、このようなケースは、期中における業績予想をIFRSと日本基準のどちらで行うのかなどの点で、財務諸表の作成者ならびに利用者に対し、大きな混乱を与えかねない事態が予想され、企業のIR政策上問題になると考えます。</p> <p>また、証券取引所ルールにより適時開示が両基準に対して同時に求められれば、作成者にとっては、単にIFRS初度適用年度であること以上に大きな負担を招く他、そもそもこのような対応は実務上不可能あるいは極めて困難だと考えます。</p> <p>「中間報告(案)」にあるIFRS初度適用時における日本基準の並行開示は、IFRS第1号において求められる従来基準との比較説明義務の範囲を大きく逸脱し、作成者に過度な負担を求めるものと考えます。なお、本「中間報告(案)」には、並行開示に関して「米国のロードマップ案と同様の完全な形で並行開示・・・」(P12)との断定的な記載がありますが、米国SECでも、初度適用時においてのみIFRS第1号と同じレベルの開示を求める「Proposal A」と、初度適用以降も継続して米国基準の並行開示を求める「Proposal B」の2つを提示して、これに関するコメントを広く募集しておりますので、どちらにも決定していない立場であると理解しております。</p> <p>また、IFRSと同じく日本の会計基準ではない米国会計基準に基づいて、本邦で決算を作成・公表している企業との間に著しい不平等を招くものです。</p> <p>更に、初度適用以降も日本基準との差異を開示し続けることは、その開示方法が注記であれ財務諸表一式であれ、作成者に2つの異なる数値を二重に管理させ続けることになると同時に、コンバージェンスに向けて基準の改訂を行っているはずの日本基準がIFRSと如何に異なるのかを国の内外に渡って発信しつづける行為と考えます。</p> <p>実務上、以下の点について、詳細な情報がなければ、作成者にとって早期適用、特に並行開示の計画立案が極めて困難であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短信を含めた証券取引所の開示ルール ・有価証券報告書の扱い
6	<p>アメリカでも任意適用の条件を厳格にしていることを考えれば(対象は34業種110社程度)、我が国の対象企業が、発行登録利用適格会社(約1,200~1,300社)というのは、現時点の制度面・実務面の整備・対応状況を考えると、実務が混乱する(可能性がある)ことを懸念</p> <p>IFRS自体にも初年度適用時の開示ルール(2カ年分の比較情報とGAAPとの差異の調整表など)があり、これとの整合が取れる開示で十分である(初年度の日本基準でのフル開示までは必要ない)。</p> <p>「2010年3月期から」というのは、早急すぎるのではないか。本中間報告が確定してから半年程度で、開示等の条件整備を行う必要がある。期間の制約があり十分な議論が尽くされないおそれがある。任意適用とは言え、この後に続く企業の先行事例となることもあり、条件整備についてはやはり十分に議論を尽くす必要がある。「2011年3月期から」と1期遅らせてでも、開示・移行にかかる条件整備をしっかりと詰めるべきである。特に、IFRSが日本の商取引や慣行に適合するのか、公正妥当な会計慣行となりうるのか、一部カーブアウト(適用除外)すべき規定はないのかなど、任意適用とは言え、IFRSの内容をよく吟味する時間は必要である。</p> <p>一斉移行では、一定期間に需要が殺到し、システム導入や監査対応などが物理的に逼迫することが懸念され、社会的な負荷を抑えることを考慮すべきである。また、国際的な比較可能性の確保の重要性が乏しい企業もあることなどから、アメリカのような段階的移行も検討する必要がある。</p> <p>個別財務諸表の取扱いについては、「強制適用の是非を判断する際に、幅広い見地から検討する」とされており、異論はない。ただし、個別財表は、我が国の会社法、税法などの関係法令と密接に関わっているため、これら関係法令との調整がなされない場合は、連単分離とすることを要望</p>

No	コメントの概要
	<p>事前の準備を行うためにも、強制適用の時期、ロードマップの明確化は必要。一斉適用では、全社でシステム導入を行えば、会計専門家、SE等が不足し、導入コストが高騰する懸念がある。コストへの配慮の面からも段階的移行について視野に入れる必要がある。</p> <p>年度の財務報告についても、IFRSを採用することで国際的な比較可能性を優先するのであれば、単体情報については抜本的に見直しを行うことを要望。</p> <p>有価証券報告書における財務情報の記載は連結ベースで必要・十分。IFRS基準の連結情報と日本基準の単体情報が開示された場合、財務諸表利用者にとって分かりづらくなることを懸念。また、差異の説明など追加的な調整表・資料が必要となり、事務負担の増加も危惧。</p> <p>強制適用と言っても、IFRSをそのまま、あらゆる基準を鵜呑みにするのかどうか、詳細な吟味が必要。IFRSがあらゆる点で、現行の会計基準より優れているというわけではなく、業種や取引によっては、現行基準よりも適切とは言えないケースも存在すると思われ、そのような場合でも全てIFRSを採用するのかなど、関係者間でのコンセンサスが必要。</p> <p>電気事業については、電気料金との密接な関係を持った会計制度がある。これは、欧米との電気事業に対する制度が異なることを踏まえて、国の審議会等における議論を経て国民経済的に最適な方法として構築されてきた制度であり、国際的な比較可能性の確保の面からも重要性が乏しいと考えられることから、電気事業における個別財務諸表には特段の考慮が必要。</p>
7	<p>投資家をはじめ会計情報の利用者が限定的である中小企業や非上場企業においては、投資の意思決定への有用性を重視する国際的なコンバージェンスに伴う会計基準を、一律に適用することは適切とは言いきれない。</p> <p>特に、会計制度における国際的なコンバージェンス(共通化)のさらなる進展に伴い、今後、税制には馴染まない会計基準の見直しが行われ、税と会計の調整が困難となるケースも想定されるため、税と会計の関係については、これまでの「確定決算主義」や「税金調整方式」を維持した上で、欧州諸国と同様に、会計基準を「連結」と「単体」に区分し、「連結」については国際的なコンバージェンスに対応していく一方で、「単体」についてはわが国のこれまでの商慣行等を踏まえつつ対応するよう検討されたい。</p>
8	<p>プリンシプル・ベースのIFRSの適用上の解釈相違を解消、またその解釈の幅の縮小し、財務報告の質を高めるためには、プリンシプル・ベースの下における専門的判断を行う上での考え方や手順について整理が必要。</p> <p>IFRSの導入にあたっては、諸外国の状況を参考にし、国際的に遜色のないIFRSの運用が我が国においても円滑に行われるよう、規制執行面からの十分な配慮を希望。</p> <p>日本語版IFRSについては、翻訳による文脈やニュアンスの相違が生じないよう、制度運用上十分な配慮が必要。特に、現在のIFRS日本語訳については、早期に精緻化する必要。</p> <p>また、IFRSを実務に浸透させるためには、公開草案等も公表後速やかに日本語化する体制を整えることが必要。</p> <p>IFRS適用企業は、社内の会計処理方法を会計指針等として具体化し、開示書類においてその考え方や概要を開示することは賛成。</p> <p>IFRSの運用における品質向上の観点から、当該整備状況を内部統制監査の対象とし、少なくともIFRS財務報告に係る整備状況に重要な欠陥が認められるようなことが無いような運用とされることが望ましい。</p> <p>現在の開示制度は、過年度遡及修正が制度化されていない我が国の会計基準をベースにしており、任意適用の開始前に、IFRSに対応した詳細な開示規制を整備する必要。</p> <p>任意適用の対象については、海外企業の本邦子会社などについては非上場会社であっても容認すべき。</p> <p>IFRS導入のための体制整備について、過大なコスト負担とならないよう工夫と努力が必要とされているが、移行時に一定のコストを費やせば事後の維持コストを節約できることもあり、必ずしもIFRS導入時の一時的なコストを節減することを意味しないことを明記すべき。</p> <p>公正価値評価の実務及び専門家の養成、拡充についても積極的に取組むべきである。</p> <p>安易な基準の削除(カーブアウト)には反対であり、カーブアウトが生じないようIASBIにおける基準設定プロセスに十分関与することが必要。</p>

No	コメントの概要
	<p>日本基準で連結財務諸表を作成しない上場企業の個別財務諸表におけるIFRSの適用の取扱いについて、当該企業に日本基準個別財務諸表の作成を求めるか否かについて明確にする必要がある。</p> <p>将来的に強制適用を求める場合には、上場企業の業種や規模によってはIFRSの適切な運用が困難な企業もあるものと思われ、段階適用とする選択肢についても十分に検討すべき。</p> <p>期末日後45日以内の報告を求める我が国の四半期報告制度とIFRS以降及び運用の関係について触れられていない。導入時期や並行開示の要件、提出期限の緩和など、制度上の取扱いを早期に検討すべき。</p>
9	<p>会計基準のコンバージェンスが必要であるという中間報告案の考え方については賛同。会計基準のコンバージェンスの加速化という点で、連結先行の考え方を導入することは評価できる。</p> <p>IFRSを適用する場合であっても、我が国の会計基準が高品質でかつ国際的にも整合的なものとなるよう、当委員会における活動を一層充実するよう努めたい。</p> <p>委員会としては、以下の諸課題への取組を一層強化できるよう努力を継続していく予定。</p> <p>(1)IFRSの設定への関与の強化 市場関係者の協力を得ながら、IFRSに対する意見発信力の強化に取り組み、IASBIに対し適切なインプットを行っていく。</p> <p>(2)IFRSを適用する場合の言語 関係者の協力を得て、タイムリーに正確性と明瞭性を確保できるような翻訳体制の整備を図りたい。また、開発した会計基準の研修プログラムにIFRSとの比較を盛り込むなど、可能な範囲で、教育にも取組むことを考える。</p> <p>関係者が中間報告案二2(1)後半や(2)で示されたような課題に取り組むとともに、投資者の財務情報の入手及び分析の便宜が損なわれないよう配慮しつつ、早期に任意適用を認めることに賛成。IFRSを本格的に適用するか検討するにあたっては、IFRS適用に向けた課題の達成状況をより具体的に把握することが必要であり、任意適用状況の見定めはその1つの手段になりうる。連結財務諸表等規則第93条及び会社計算規則第148条で認めるような方法で、できるだけ早期に任意適用を実施できるよう措置することが適当。</p> <p>強制適用の是非を含めた判断については、任意適用の状況においてIFRSによる財務報告がこれまで以上に高品質であることが多くの市場関係者において認められること、中間報告案二2(1)後半や(2)で掲げられたような課題の解消が確認できること、中間報告案二2(4)で掲げられた諸点について広く合意が得られることが必要。</p> <p>より具体的な議論を行うために、強制適用の時期を明示することが重要。</p> <p>例えば2012年という一定の時期において、IFRSを我が国企業に強制適用するか否かを判断しようとする中間報告案の考え方は妥当。</p>
10	<p>我が国における将来のIFRS適用を強く支持する。またIFRS適用にあたっては、その影響の大きさと広がり配慮し、最初に任意適用を実施し、その後に強制適用に踏み切るアプローチを採用すべき。</p> <p>強制適用の判断を行う2012年までの作業の内容とマイルストーンを明確にした上で議論を継続すべき。また議論の過程においては、税務当局の関与が必要不可欠。</p> <p>2010年3月期からの適用を可能とするために、関連制度(四半期報告制度、税法、JSOX、銀行・証券・保険等の各業法等)を速やかにかつ十分に整備すべき。また、もし制度の整備に時間を要することが想定される場合には、任意適用の時期を1年～2年遅らせることも検討すべき。</p> <p>任意適用の対象となる会社に要件を設けるのであれば、客観性の高い判定基準にすべき。</p> <p>日本基準による並行開示の内容を明確にすべき。また当年度の日本基準数値の開示を要求する場合、当該数値に関する監査は免除すべき。</p> <p>個々のIFRSの適用を認めるための手続を設ける場合、IFRSの一部留保は非常に稀な場合に限る旨を明記すべき。</p> <p>我が国でIFRSを適用する場合に日本語訳を正とするのであれば、質の高い翻訳を迅速に公表できる体制を整備すべき。</p>

No	コメントの概要
11	<p>IFRS の適用には、IFRS本文を的確に反映した日本語訳版の公表が不可欠。翻訳版の内容が原文を的確に反映していると認証する仕組みや、認証が行われた翻訳版を公表する手続等について、早急に検討する必要。</p> <p>わが国において IFRS の適用を認める際には、IFRS の実務上の適用方法・解釈が、投資者や作成者等を交えた公の場で決定される仕組みが十分に整っていることが重要。例えば、IFRIC にこれまで以上の積極的かつ迅速な活動を求め、その解釈指針の設定過程において、投資者や作成者等の意見を反映させることなどが考えられる。</p> <p>わが国の特定業種に共通する問題等について、わが国の基準設定主体等をはじめとした関係者でIFRS での取扱いを検討する場を設け、国際会計基準審議会 (IASB) 関係者、監査事務所のグローバルネットワークとも意見交換を行ったうえで、解釈例、取扱例のようなものを公表するという枠組みを整備していただきたい</p> <p>IFRSの導入には、会計士の教育等に多くのコストが必要になると考えられるが、このような多大なコストの発生によって、国内企業の国際競争力が損なわれないようにするべき。</p> <p>公的な資格制度の導入が考えられるが、資格制度の導入が困難な場合には、例えば、公的な能力検定制や一定水準のIFRS の知識・理解を保証する認定 (certificate) 制度等を早急に設けることも有効</p> <p>IFRS を導入するに当たっては、銀行等の特定業種に課せられる既存の法令・規則等と齟齬が生じないように整理、検討を早い段階から進めていただきたい。</p> <p>特定業種がIFRSを適用した場合には、監督上もその適用を容認する等、IFRSへの円滑な移行を妨げないような対応を強く要望。</p> <p>IFRS の強制適用については、IFRS が米国企業に強制適用されることを必須としたうえで、实体经济に及ぼす影響等も念頭に置き、2012 年以降に慎重に判断されるべき</p> <p>日本版ロードマップの策定に当たっては、ベストプラクティスを検討する期間を明確に設定し、当該期間においては弾力的な運用 (例えば、一度採用した方法をベストプラクティスとして検討した結果変更せざるを得ないこととなった場合も、過年度損益修正は不要とする等) を許容する等の措置が必要。</p> <p>個別財務諸表についてもIFRS 適用を (強制ではなくても) 任意で容認との方向性は早めに表明または示唆すべきであり、その実現に向けて会社法・税法と不断の検討・調整等を行うことを要請する。遅くとも強制適用までには、個別財務諸表においても、IFRS の任意適用を可能とすべき。</p> <p>IFRS 適用の同一企業グループにおいては、傘下の非上場有価証券報告書提出会社の連結財務諸表作成をIFRS で行うことを認めるべき。</p>
12	<p>任意適用の時期に関しては、企業及び市場の競争力強化の観点から、2010 年3 月期の年度の財務諸表からIFRS の任意適用を認めることを要望。</p> <p>財務諸表の作成者である企業、監査人等の市場関係者が準備に着手できないこととなり、円滑なIFRS の導入に支障が出ることがないように、強制適用の時期及び方法については、明確に示すべき。</p>
13	<p>任意適用の対象については、継続的に適正な財務諸表が作成・開示されている上場企業であり、IFRSに基づく適正な財務報告を作成できる体制が整っていれば、他の具体的な条件は特に設けない方がよい。</p> <p>任意適用時の並行開示については、分析の継続性の観点から並行開示期間は長い方が望ましいが、作成者の負担感を考慮すると、導入初年度のみ開示 (前年度及び当年度財務諸表各1 年分) もやむをえない。ただし、導入後も具体的に明確な内容の「IFRSと我が国の会計基準の重要な差異の注記」を継続的に開示すべき。「初年度の並行開示 (旧基準に基づく当年度分) については、監査人の監査の対象としないこと」については、賛成と反対で意見が分かれた。</p> <p>任意適用において適用するIFRSについては、基本的に「公開草案」を支持。任意適用時には、翻訳作業の遅れ、翻訳の不備、英語と日本語による解釈の相違などの問題を考慮し、英語版の並行使用も認めるべき。質の高いIFRS (日本語翻訳版) を早期に確立するため、当局には翻訳作業などでのIASBへの協力体制の確立とその充実に力を注いでいただきたい。</p>

No	コメントの概要
	<p>任意適用の時期については、可能な限り早期に任意適用するのが望ましい。より具体的に任意適用の時期を定めて、「2010年3月期の年度の財務諸表からIFRSの任意適用を認める」などと「公開草案」に明記すべき。</p> <p>任意適用時の個別財務諸表の取り扱いについては、基本的に「公開草案」を支持し、任意適用は連結財務諸表のみを原則とする。ただし、子会社を持たないために連結財務諸表を作成していない上場企業には、「個別財務諸表へのIFRSの任意適用を認める」などと明記すべき。</p> <p>強制適用の判断の時期については、基本的に「公開草案」を支持する。米国がIFRSの強制適用の是非を判断する時期、東京合意のコンバージェンスの期限は共に2011年であり、わが国がIFRSの強制適用を判断するのは「2012年を目途とする」のが妥当。さらに、「実務対応上必要かつ十分な準備期間を確保するため、決定の時から3年後以降に開始される決算期から全ての上場企業に強制適用する」などの記述を「公開草案」に追加し、強制適用のより具体的なスケジュールを示すことを提案する。</p> <p>強制適用の対象及び方法等については、「最終的には全ての上場企業を強制適用の対象にする」と、「公開草案」に明記することを提案する。強制適用を決定した時点でIFRSを任意適用している企業数が少ない場合には、時価総額、外国人持株比率、海外売上比率などの定量基準を定め、大企業から段階的に強制適用すべき。その場合、定量基準を満たさない企業が前倒してIFRSを適用することを妨げない配慮が必要。</p> <p>強制適用も連結財務諸表のみを原則とすべき。ただし、「子会社を持たないために連結財務諸表を作成していない上場企業は、個別財務諸表にIFRSを強制適用する」などと明記すべき。個別財務諸表とIFRSによる連結財務諸表との差異を縮めるため、当局には税法や会社法・商法との調整作業を積極的に進めていただきたい。</p> <p>海外市場の上場企業、公募社債の発行企業、金融持ち株会社傘下の銀行子会社など、財務諸表をIFRSで作成する必要性の高い非上場企業もあることから、上場企業の財務諸表へのIFRSの強制適用と同時に、非上場企業にも任意適用するのが妥当。</p> <p>少数意見として、任意適用の対象については、強制適用の時期が決まるまでは「公開草案」に例示してある範囲に留め、対象を拡大しない方がよい。</p> <p>少数意見として、任意適用時の並行開示については、企業に大きなコスト負担がかかるとは思えないので、並行開示は初年度に限らず継続的に義務付けるべき。重要な差異の注記だけでなく、純利益と純資産について差分開示調整表も開示すべき。任意適用期間はIFRSの監査が不十分な場合も想定されるため、旧基準による並行開示も監査人の監査が必要。</p> <p>少数意見として、任意適用の時期については、東京合意のコンバージェンスの期限が2011年6月であり、「早くても2011年3月期から」とすべき。</p> <p>少数意見として、強制適用の判断の時期については、強制適用の判断を「原則2012年3月末までに決定する」など、判断の時期をより具体的に明記すべき。「決定した場合は2014年～2016年を強制適用の目途とする」など、強制適用の実施時期を明記すべき。</p> <p>少数意見として、強制適用については、企業規模によって対応力に差があるため、一定基準に基づいた段階的な適用の方が良い。</p> <p>少数意見として、強制適用時において、連結財務諸表をIFRS、個別財務諸表を日本基準で作成する上場企業には、連結と個別の会計基準が異なることに起因する重要な差異の開示を求めるべき。</p>
14	<p>個別財務諸表は、別記事業の取扱いや会社法・税法との関係もあるため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別財務諸表の作成については、IFRSは強制適用とせず任意適用として、別記事業毎での判断の余地を残すべき。 ・個別財務諸表の金融商品取引法上の開示は、廃止を含め、抜本的な簡素化を図っていくべき。
15	<p>我が国の会計基準についてのコンバージェンスの継続の必要性のみならず、開示基準の考え方についても言及すべき。</p> <p>IFRSを任意適用できる対象企業について、より具体的な定量基準や定性基準を明確化すべき。また金融庁の事前認可を要件とすることを明示すべき</p>

No	コメントの概要
	<p>IFRSを任意適用できる対象企業の監査人についても、IFRSに基づく財務報告の監査に関する品質管理基準の遵守等、具体的な定性基準を定めるべき。</p> <p>IFRSを適用する企業の監査人が依拠する監査基準について明確化すべき。</p> <p>任意適用時の導入初年度の並行開示における四半期財務諸表の取扱いを明示すべき。</p> <p>我が国において適用するIFRS(日本語訳版)について、例えば、ASBJが監修した翻訳に従う等、具体的な日本語版を限定して明示すべき。</p> <p>任意適用の時期は、実務的に実行可能な時期とすべき。</p> <p>IFRSの強制適用については、実務的準備期間を考慮して、アメリカの判断とは別に独自に、その適用の時期、強制適用対象及び方法について、個別財務諸表の取扱いも含めてより具体化し、姿勢を示すべき。また、強制適用する場合には、一斉に移行することが考えられるとされているが、段階的適用も視野に入れるべき。</p>
16	<p>日本と世界各国との間で会計基準に差異が生じないようにしていただきたい。</p> <p>上場企業と非上場企業との間での差異が生じないようにしていただきたい。</p> <p>生命保険契約の特異性を考慮していただきたい。</p> <p>実務上、負荷が過大とならないように配慮していただきたい。</p> <p>IFRS導入プロセスの透明性を確保していただきたい。</p>
17	<p>我が国企業のIFRSへの移行がスムーズになることから、今後も2011年6月末に向けてコンバージェンスを継続・加速化していくことが必要。</p> <p>詳細な基準差異にも着目し、コンバージェンスを進めていく必要。進めていくことが出来ない場合は、当面は処理の選択肢を増やすことも視野に入れて検討すべき。</p> <p>「連結先行」の基本方針に異論はないが、会社法・税法の改訂も視野に入れたIFRSとの調整についてスケジュールも含め、早期に関係官庁への働きかけを行い、議論を開始すべき。</p> <p>IFRSの基準設定プロセスに対して日本から強力な情報発信を進める必要がある。また、会計士協会及び金融庁が基準設定プロセスのみならず、IFRS適用時、適用後においてどのような役割を果たしていくべきなのか、議論を進めていく必要。</p> <p>IFRS適用に当たっては、IFRSが適切にかつ迅速に日本語に翻訳され、認知される必要がある。関係者の総力を挙げて、日本において日本語版IFRSに準拠されることが認められよう、働きかけを行っていくべき。</p> <p>IFRSの適用に向けた諸課題に確実に対応するために関係者が一丸となり、体制作りを人材面のみならず資金面も考慮の上、計画的に取組み、具体的な方針を示すべき。特に、一部の先行した企業が多大なコストを負担するといった事態が生じないように配慮されるべき。</p> <p>各監査事務所における審査体制の整備など、企業との協業も視野に入れた監査人の課題について項目を設け、明示すべき。</p> <p>国・地域・監査法人間における差異は解消され、監査水準の同質化を図っていくべきであり、日本の監査法人の国際的な地位向上に対する具体策を示すべき。そして、我が国の監査法人が自身の判断と決定に基づきIFRSの監査報告書を署名・発行できる体制を整備するために、十分かつ具体的な議論が必要。</p> <p>監査人のみならず、作成者側、規制当局においても基準解釈上のノウハウが共有される仕組みをいかに構築していくのか検討すべき。</p> <p>IFRS導入当初は、監査人や規制当局は強制的な指導や誤りを指摘するのではなく、より望ましい処理への勧告を行うような、より柔軟な対応が必須であることを明記いただきたい。</p>

No	コメントの概要
	<p>任意適用の後、強制適用に至るスケジュールを明記すべき。 但し、強制適用の意思決定からの準備期間は3年間で本当に妥当なのか、今一度検証が必要。</p> <p>適用対象企業の定義が現状では曖昧であり、より詳細な要件定義を行うべき。 「国際的に事業展開し、国際的な財務活動を行っている上場企業」の子会社・関連会社であれば、国際的な活動を行っていない上場子会社・関連会社であっても、また、IFRS適用の体制を整備しうる一定規模以上の非上場子会社・関連会社も例外的に任意適用の対象とすべく検討いただきたい。</p> <p>任意適用の前提としては、監査面でもIFRS監査の体制が整っている必要があることから、作成者である企業側と監査側のいずれもが一定の水準以上にあることを確認する工夫を具体的に明示すべき。</p> <p>任意適用時の並行開示については、作成者の負担の問題、IFRS早期適用に向けた大きなディスインセンティブとなるといった問題に対して十分に配慮いただきたい。 初年度限りの並行開示についても並行開示に代わりIFRSと日本基準の重要な差異について注記する方向も含めて検討いただきたい。</p> <p>IFRSの適用を部分的に留保する場合には、留保する部分について早期にとりまとめいただきたい。</p> <p>強制適用の際に、多くの会社が一斉に移行した場合、監査法人やコンサルタントの対応能力にも限界があるため、段階的な適用も視野に入れて慎重に検討を進めていくべき。 段階適用を行う場合には、企業の区分は実務的には難しいため、具体的にどのように区分すべきか検討いただいたうえ、明示すべき。 その際には、四半期における取扱いを含めて議論いただきたい。</p> <p>強制適用時の個別財務諸表の取扱いについては、省略を視野に入れた抜本的な簡素化を行う方向で検討いただきたい。</p> <p>会社法・税法との関係の調製については、協力を推し進めていく必要があり、例えば、減価償却を損金経理要件を前提とせず、申告調整で対応することを認めるなど、抜本的な対応を検討をいただきたい。</p>
18	<p>中間報告案の全体の方向性については賛同できる。</p> <p>IFRSの適用において、個別財務諸表の取扱い等、各国の商慣行や会計実務に強く結び付いているものへの配慮についても大きな課題であり、継続して検討いただきたい。</p> <p>強制適用時の個々のIFRSの適用を認めるための手続のあり方につきご検討いただきたい。</p> <p>今まで以上に、積極的にIFRS策定のプロセスに関わり、意見発信をすることで、我が国からの意見が適切に反映されるような働きかけが必要。</p> <p>強制適用の判断の際には、中間報告案に挙げられている課題に加えて、任意適用期を通じて浮き彫りとなる課題についても考慮の上、強制適用の是非・範囲・時期について、改めて判断することも重要。</p> <p>個別財務諸表にIFRSを適用する場合には、会社法上の分配可能額の計算や法人税法上の課税所得計算との関係整理をお願いしたい。</p> <p>別記事業にIFRSを適用する場合には、その制度的枠組みや監督のあり方につき、監督当局において十分な検討がなされることが重要。</p> <p>別記事業の個別財務諸表にIFRSを適用する場合には、その他の企業における関係整理に加え、監督の視点からも、慎重な判断が求められる。</p>
19	<p>産学官が連動してIFRSの実務教育を行い、強制適用後の企業実務を担う人材を多数養成していく体制を整備していくことが早急に求められる。</p> <p>関係当局や会計士協会及び学会などにより、IASC財団との積極的な交流を行い、委員会を立ち上げるなどして、実務教育の整備において他国の教育ノウハウを取り込んでいく体制作りが早急に望まれる。</p>

No	コメントの概要
20	<p>ASBJは現在着手済みのプロジェクトを完成させることに注力し、その後はIFRSの設定プロセスへの積極貢献と日本基準の中長期の方向性の検討に軸足を移すことを期待する。</p> <p>IFRSが日本語に適切に翻訳され、これがIFRSとして広く認知される必要があることは同意するものの、日本語版を主とすることに伴う、基準適用時におけるタイムラグの発生等の問題に留意する必要がある。</p> <p>財務諸表作成プロセスは既に内部統制報告制度においてカバーされている領域であることを踏まえれば、IFRSに関する社内マニュアル等の考え方や概要の開示を企業に義務として課すべきではなく、むしろ、IFRSが定める開示規定が遵守されることに重きを置くべき。</p> <p>監査人に対して、一定の研修や審査体制の整備を要件とすることが提案されているが、むしろ、監査事務所において、IFRSが国際的に均質適用されることをどのように担保しているかという点を中心とした検討が行われるべき。</p> <p>中間報告(案)では、IASBにおける基準設定やIASCFのガバナンスに関する日本からの貢献や意見発信などを通じて、日本の国際的なプレゼンスを強化することが重要であるとしており、そのためにはASBJの機能強化が必要であるとしている。この点について、「日本の関与」とは基準設定における日本の影響力の拡大だけを目指すのではなく、あくまでもIASCF、IASBの目的の実現に沿った「貢献」だということを強調する必要があると考えられる。また、ASBJは単にこれを現状の組織の延長線として強化を図るのではなく、その役割の変化を踏まえた補強策を、コスト管理も踏まえた上で導入していくことを求める。</p> <p>任意適用の対象となり得る企業が必ずしも明らかになっていないため、より具体的な判断基準を早急に示すことにより、任意適用を行おうとする各企業が安心して準備を進められるよう配慮すべき。</p> <p>IFRS第1号が会計基準移行時における開示について詳細な規定を設けていることから、実務的な負担を考慮すれば、あえて任意適用企業だけに日本独自の並行開示を求めることは必要ないと考える。</p> <p>IASBが作成したIFRS(日本語翻訳版)をそのまま適用するという案に賛成。日本における個々のIFRSの適用を認めるための手続を導入することは避けられないと思われるものの、これは独立の会計基準設定機関としてのIASBの権威を否定するようなものではなく、極めて稀な場合のみを想定したものとして位置づける必要があると考える。</p> <p>任意適用の時期についての中間報告案の考え方に賛成であり、加えて可能な限り早い段階で当該時期を確定する必要があると考えている。ただし、IFRSの適用が容易であるかのような誤解が生じないように、配慮が必要と考える。</p> <p>任意適用期間中はIFRSを連結財務諸表作成企業の個別財務諸表に適用せず、連結財務諸表のみ適用を認めることが適当であるとする中間報告案の考え方に同意する。</p> <p>2012年を目途としてIFRSの強制適用に関する判断を行うとする判断時期については、曖昧であり、遅すぎる可能性もあると考えている。現在の世界的なIFRSの普及のスピード感を踏まえれば、むしろ現時点もしくは今後短期間の間に強制適用に関する方向性を打ち出すべき。また、同時に強制適用の開始時期についても、十分な準備期間を考慮した上で明確なタイミングを示すことが望ましい。</p> <p>強制適用の対象として、グローバルな投資の対象となる市場に於いて取引されている上場企業の連結財務諸表を対象とし、IFRSへの移行が適当であると判断された場合に、実務対応上必要かつ十分な準備期間(少なくとも3年間)を確保した上で、一斉にIFRSに移行することについては、賛成。ただし、「グローバルな投資の対象となる市場」とはどこまでの範囲を指すのかについて、もう一段の明確化を望む。</p> <p>上場企業の個別財務諸表へのIFRSの強制適用については、連結財務諸表を作成していない企業のものを除き、あえて強制をする必要はないものと考えている。</p>
21	<p>IFRSの強制適用の是非や適用のあり方に関しては、それが銀行行動や金融市場、さらには実体経済に及ぼす影響を念頭においた慎重な検討が今後も必要であり、IFRSがわが国のマーケットや金融業務の実態に即した会計基準であるのかどうか、十分な検証と議論が必要。</p>

No	コメントの概要
	<p>IFRSの強制適用の是非等の検討においては、社員の教育や研修、組織体制整備やシステム整備など多額のコストが必要になり、IFRSが連結財務諸表のみを対象にすれば、企業はIFRSと日本の会計基準の両方の基準に基づく財務諸表を作成しなければならないなど、企業のコスト負担増に配慮する必要がある。</p> <p>IFRSの日本語翻訳版の作成に加え、それが広く認知、理解されるための仕組みを検討する必要がある。</p>
22	<p>中間報告案の基本的な方向性については賛同。</p> <p>IASBとFASBが検討中のMOU項目の中には、わが国企業の実態に照らしてさらに十分な検討を検討をすべきものも含まれており、これらのMOU項目の動向が、わが国におけるIFRSの適用上の重要な要件であり、わが国との十分な協議が必要であることを示すべき。</p> <p>IFRSの日本語翻訳については、基準のみならずIASBのディスカッション・ペーパーやエクスポージャー・ドラフトを含め早期の対応が必要。また、関係者が容易にアクセスできるように、安価なコストで入手できることが必要。</p> <p>プリンシプルベースのIFRSが実務において適切に適用されるためには、監査人が各企業・業界の実情等をより一層理解し、個別の実態に即した柔軟な判断を行うと同時に、監査法人間における判断のバラツキを無くす工夫が必要。監査人は、独立性に反しない範囲で企業に対して、タイムリーかつ適格な助言を行うなど、積極的に関与することの必要性を中間報告案で示していただきたい。</p> <p>別記事業に係る財務報告制度については、公共性の高い各企業が広く国民経済に与える影響などを踏まえつつ、長年の議論に基づき構築されてきた経緯があるため、規制や監督との関係、財務諸表作成者の事務負担などを含め、具体的かつ慎重な検討が必要であることを中間報告案で示していただきたい。</p> <p>任意適用の対象となる企業の範囲については、基本的な考え方には賛同。ただし、作成者側と監査側の体制のいずれもが一定の水準以上にあることを確認する工夫が必要。また、上場企業である親会社が任意適用を行った場合でも、上場子会社、上場関連会社が、一定規模要件に該当せず任意適用できないケースについて任意適用の対象とするか否かについて、柔軟な対応を検討いただきたい。</p> <p>IFRSの適用にあたり、IFRSやIASB、ASBJといったものの位置付けを制度上明らかにしていく必要がある。</p> <p>任意適用時の並行開示について、事務負担の増大から任意適用を決断する企業が大幅に減少すると考えられることから、今後の開示ルール具体化にあたっては、並行開示の簡素化について十分に配慮すべき。</p> <p>任意適用企業の解釈や実務がその後続く企業の先行事例として固定化することを懸念する意見もあり、わが国会計制度に携わる関係者が、開示・移行にかかる条件整備をはじめとする実務上の取扱いについて、十分なコンセンサスを得ながら進めていくことが必要。条件を満たした企業が早期に任意適用することを阻害する要因を軽減し、積極的に任意適用に踏み切ることが可能となるよう、監督当局、監査人の柔軟な対応をお願いしたい。</p> <p>強制適用に備えた具体的な準備を進める上でも、強制適用開始時期を明示すべき。日本として、IFRS適用に係る国際的なスタンスを明確にすることが非常に重要であり、その観点からもスケジュールの明確化が必要。スケジュールが明確化された場合でも、中間報告案にあるとおり、強制適用に係る最終判断は、今後の諸課題の達成状況を踏まえて行われるべき。</p> <p>IFRSへの一斉移行は比較可能性の観点からは好ましいが、一時期に関連業務の需要が殺到することでシステム変更や監査対応の物理的な逼迫を招くことを懸念。社会的な負荷や企業の対応力に差があることを考慮すると、米国同様、企業の規模等に応じた段階的適用を検討すべき。</p> <p>IFRS適用に関し、過大なコストがかかれば、それは作成者のみの負担ではなく、最終的には投資家を含めた社会全体のコスト増につながる。全ての関係者が一丸となって、効率的な適用に向けた体制作り組織的、計画的に取り組む必要がある。</p>

No	コメントの概要
	証券市場におけるディスクロージャーのグローバル・スタンダードは連結財務諸表であり、IFRSの採用を機に、金融商品取引法上の個別財務諸表の開示は、抜本的に簡素化することが必要であり、中間報告案においてもその方向性を明示していただきたい。グローバル・スタンダードを踏まえても、なお投資家にとって必要な個別財務諸表情報については、注記などの形で補えば足りるものと考えられる。
23	<p>IFRSと会社法と税法との関係を研究、調整する必要があるが、出来る限り早く単体の財務諸表にIFRSの採用を認めることを検討すべき。</p> <p>非上場企業へのIFRSの選択適用が可能となった場合には、追加的なコストによりIFRSへの移行にから得られる便益を大幅に相殺することから、中間報告案で求めている日本基準による並行開示は求めないことを強く望む。IFRSへの移行による影響を利用者が理解するために必要な開示は、IFRS1号により、現状においても求められている。</p>
24	<p>今回の中間報告を高く支持するが、強制適用の日程については、具体的な日程を示して欲しい。</p> <p>企業を分析する上で非常に重要である為、任意適用時の並行開示は初年度に限らず、その後も継続して欲しい。</p> <p>強制適用時に連結財務諸表はIFRS、個別財務諸表は日本基準とする場合は、その相違を注記で開示して欲しい。</p> <p>個別財務諸表を簡素化するのであれば、従来個別財務諸表でしか開示されていなかった製造原価明細などの情報は、連結ベースで開示して欲しい。</p>
-	<p>会計基準は、国際的に単に調和しているだけでは不十分であり、「我が国の商慣行、企業の実態を適切に反映したものになっている」ことが同時に必要である。現在、IASBとFASBが検討中のMOU項目には「退職給付会計」など我が国企業の実態に照らして慎重な検討を行うべき項目が含まれており、中間報告案においても、MOU項目の動向はIFRSの適用上、重要な案件であり、我が国との十分な協議が行われるよう対応していくことを示していただきたい。</p> <p>非上場企業に対して、一律に国際的な会計基準の適用を求めることは費用対効果が十分であるとは言えないため、中間報告案において、「非上場企業に対してはIFRSの強制適用は行わない」という点を明記いただきたい。また、強制適用に際しての国内会計基準のあり方について検討する必要性があることを明記いただきたい。</p> <p>国際会計基準の採用、国際会計基準のコンバージェンスの継続・加速化にあたっては、電気等事業の状況の的確な把握等に支障をきたす事のないように、電気事業等会計への配慮が必要不可欠である。</p> <p>中間報告案のP.4「(注)コンバージェンスの継続・加速化における、いわゆる「連結先行」の考え方」について、コンバージェンスの継続・加速化を検討する際の問題を明確化する観点から、「・・・様々な問題」の一つとして、「別記事業との関係」を追記していただきたい。</p> <p>中間報告案P.13～14「⑤個別財務諸表の取扱い」について、将来的に個別財務諸表におけるIFRSの取扱いを検討する際の課題を明確化する観点から、「・・・でも利用されて」いるものの一つとして、「別記事業における費用負担の明確化や世代間負担の公平性の確保等に資するコスト計算」を追記していただきたい。</p> <p>中間報告案P.16「③個別財務諸表の取扱い」について、将来的に個別財務諸表におけるIFRSの取扱いを検討する際の課題を明確化する観点から、「・・・調整が必要となる」ものの一つとして「別記事業における現行の整理との調整」を追記していただきたい。</p>